

平成30事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント

証券モニタリングの基本的な進め方

- 全ての金融商品取引業者等を対象に、オフサイト・モニタリングにおいて金融庁関連部局等と連携して、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定する取組みを継続していく。
- オンサイト・モニタリングでは、問題の全体像を把握し、実効性のある再発防止策につなげていく。また、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく。

今事務年度の取組方針

- 投資家の高収益商品への期待を反映した取扱商品を拡大する動きや、新たな業務への進出を図るなど、従来の手数料収入に依存したビジネスモデルを変更する動きに着目したリスクアセスメントを行う。
- 以下のような状況が把握される場合等を中心に、今事務年度においては、積極的にオンサイト・モニタリングを実施し、深度ある検証を行う。
 - ➤ 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
 - ▶ リスクの所在が不明確な商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
 - ➤ オフサイト・モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況 (検査未実施期間が長期化している場合を含む)
 - ➤ 分別管理が適正に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況
- この他、無登録業者に関する情報を積極的に収集・分析し、関係機関と連携して調査を行い、裁判所への違反行為の禁止 命令等の申立てを行う。

《テーマ別モニタリング事項》 ※ 金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化等に応じて、機動的にテーマを設定

- ◎マネー・ローンダリング対策(AML)、テロ資金供与対策(CFT)への取組状況
- ◎サイバーセキュリティ対策の十分性
- ◎顧客本位の業務運営を実現するための施策の実施状況
- ◎高速取引注文に係る売買審査の高度化の取組状況

《規模・業態別の主な検証事項》

◎大手証券会社グループ ⇒グローバルな業務展開を支えるガバナンス・リスク管理態勢の整備状況、持続可能なビジネスモデルの確立に向けた取組状況 (営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、オンサイト・モニタリングを実施)

銀証連携における利益相反管理態勢等(3メガ証券会社)

◎外国証券会社 ⇒国際金融規制が与える日本拠点のビジネスモデルへの影響やリスク管理態勢の変化

内部管理業務におけるグループ戦略の一環としての海外委託に伴う、我が国の法令に的確に対応した内部管理態勢

我が国金融機関等向けに販売する商品の動向や当該商品のリスク

◎インターネット系証券会社 ⇒システム障害発生の未然防止・復旧・代替手段の稼動に向けた取組状況

取扱商品の変化・独立系アドバイザー(IFA)・地域金融機関との提携による対面営業への進出・拡大を踏まえた管理態勢の整備状況

◎準大手証券·地域証券会社等

⇒取扱商品や収益構造等の変化に伴う業務運営態勢の整備状況等、経営体制や主要株主の変更がビジネスモデルに与える影響等

◎外国為替証拠金取引業者(FX業者)

⇒外国為替相場変動時における投資者保護上の措置

ストレステストを通じた自己資本の拡充・取引データの報告制度の充実等に向けた準備状況等、業者自身の決済リスク管理態勢

◎投資運用業者

⇒ガバナンスの機能発揮状況や運用管理態勢等(運用力向上の観点も含む)

私募リート業者及び個人や年金基金の顧客の割合の多い一仟業者の業務運営態勢(利益相反管理や流動性リスク管理等)

◎投資助言•代理業者

⇒誤解を生じさせる広告や虚偽説明による勧誘等の有無

◎第二種金融商品取引業者•適格機関投資家等特例業務届出者

⇒高利回りを謳うファンドや出資対象事業の実在性等(高リスクと考えられる業者に対しては速やかにオンサイト・モニタリングを実施)

◎無登録業者 ⇒無登録業者に対する裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用

《自主規制機関との連携・モニタリング結果の情報発信》

- ◎ 自主規制機関等との間では、情報交換をタイムリーに行うなど、引き続き緊密に連携
- ◎ 証券モニタリングを通じて把握した問題点あるいは他に模範となりうる取組み(ベストプラクティス)等について、必要に応じて、金融商品取引業者等に対してフィー ドバックを行い、改善に向けた自主的な取組みを促す